

2021年3月26日

法務大臣 上川 陽子 様

立憲民主党

法務部会 部会長 真山勇一

外国人受け入れ制度及び多文化共生社会のあり方に関するPT 座長 石橋通宏

名古屋出入国在留管理局収容外国人の死亡事案に関する申し入れ

日ごろより、法務行政全般にわたる推進にご奮闘されていることに対し敬意を表します。

早速ですが、2021年3月6日（土）、名古屋出入国在留管理局に収容されていたスリランカ人の女性が、33歳という若さで死亡するという非常に痛ましい事案が発生しました。

名古屋入管での死亡事案は、昨年11月に続いてわずか4ヶ月で2件目であり、過去15年間における国内各地の入管/収容施設での被収容者の死亡事案は少なくとも17人目というまさに異常な事態です。これまでの死亡事案でも、法務省は原因究明を内部調査のみで完結させ、真相究明にはほど遠いおごなりの報告書が事案発生から数ヶ月も経過した後に提出されることが常態化してきました。結果、医療体制や被収容者に対する容態監察中の対応など処遇改善の方針が示されながらも、抜本的な改革にはほど遠く、今回、またしても入管収容施設において死亡事案が発生してしまったことは甚だ遺憾です。

ついては、入管/収容施設における死亡事案のような重大事故を二度と繰り返さないために、貴職の責任において、下記の具体的施策を講ぜられること強く求めます。

記

1. 今回の死亡事案の原因/真相究明のため、法務省/入管庁から完全に独立した「第三者委員会」を設置し、死亡に至る経緯や対応状況などを徹底かつ速やかに調査し、責任の所在を明らかにするとともに、再発防止策等を国会に報告すること。なお、第三者委員会の設置にあたっては、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に基づき、法務省から独立した委員のみをもって構成すること。
2. このような惨事を二度と繰り返さないためにも、「第三者委員会」が提起する再発防止策の完全なる履行を徹底するとともに、国際人権規約や難民条約/UNHCR 基準等に則った人権尊重の徹底や、全件収容主義の撤廃及び無期限収容の廃止を含むわが国の出入国管理/難民保護制度の抜本的な改革を断行すること。

以上